

協議第 15 号

初期投資経費の負担方法について

次の調整結果について協議を求める。

平成 23 年 12 月 22 日提出

神奈川県西部消防広域化協議会
会 長 加 藤 憲 一

調 整 結 果	<p>1 初期投資経費については、投資の目的、消防力の受益者等を明確にした上で、経費項目ごとに、次のいずれか、または幾つかを組み合わせる方法を適用し、各市町の負担額を算出することとする。</p> <p>(1) 人口割</p> <ul style="list-style-type: none">・関係市町の人口割合に基づき算出する手法であり、「行政区域や消防署所の管轄区域を越えて供される消防力への投資経費と見做されるもの」に適用する。 <p>(2) 出場区域人口割</p> <ul style="list-style-type: none">・消防署所の出場区域に占める関係市町の人口割合に基づき算出する手法であり、「消防署所に関する経費のうち主に出場区域内に供される消防力への投資と見做されるもの」に適用する。 <p>(3) 実費</p> <ul style="list-style-type: none">・「人口割及び出場区域人口割等の手法に拠らずとも、各市町の負担額が明確なもの」に適用する。 <p>(4) 単独整備費割</p> <ul style="list-style-type: none">・消防本部管轄ごとに単独整備を行った場合の費用比率に基づき算出する手法であり「消防指令センター改修経費のうち、共通設備の改修に伴う経費」に適用する。
---------	--

(調整理由)

1 負担方法について

- ・各市町の負担額については、公平性、透明性を担保するとともに、受益と負担の明確化が図られる方法により定めることが必要である。

- 2市6町全域、若しくは関係市町の区域及び消防署所の管轄区域を越えて提供される消防力に係る初期投資経費については、関係市町の人口に基づき各市町の負担額を算出することが適当である。
- 消防署所に配置される消防力は、基本的にはその出場区域に提供されることを前提としていることから、これに係る初期投資経費については、消防署所の出場区域内の人口に基づき関係市町の負担額を算出することが適当である。
- 「消防指令センター改修経費のうち、共通設備の改修に伴う経費」については、いずれの負担方法にも当てはめることが難しいことから、「消防広域化検討結果報告書（平成23年2月、消防広域化検討部会）」の中で用いられた手法である単独整備費割により各市町の負担額を算出することが適当である。

初期投資経費分類表

	人口割	出場区域 人口割	実費	単独 整備費割
消防本部庁舎改修経費	○			
消防指令センター改修経費	○	○	○	○
アナログ無線施設改修費	○			
庁内 LAN 整備費		○		
車両標示変更費	○	○	○	
庁舎看板等製作費		○	○	
職員の被服等貸与品に係る経費	○		○	
その他経費	○	○	○	

※人口割については、2市6町全体によるものと足柄上地域1市5町によるものとの2種類に分類される。